

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和5年11月1日(水)

担 当	職業安定部訓練課
	課長 佐藤 慎也
	課長補佐 星野 亜弓
	電話 03(6684)1701

## 「令和5年度第1回東京都地域職業能力開発促進協議会」を開催します (人材育成に関する協議会を東京労働局・東京都が共同開催)

東京労働局(局長 美濃 芳郎)は、人材育成に関する協議会を東京都と共同開催し、地域における人材ニーズを反映した公的職業訓練の設定を促進するとともに、職業訓練効果の把握・検証のための協議を行います。

### 1 日時

令和5年11月8日(水) 9時30分から11時30分まで

### 2 場所

東京労働局 (千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎 会議室)

### 3 議題(予定)

- (1) 令和5年度東京都地域職業訓練実施計画の一部変更について
- (2) 令和4、5年度の公的職業訓練の実績について
- (3) 公的職業訓練の効果検証報告
- (4) 地域の人材ニーズ等について
- (5) 令和6年度の職業訓練実施計画の策定方針について

### 4 出席者

職業訓練・教育訓練実施機関(団体)、労働者団体、事業主団体、  
学識経験者

### 5 開催結果

議事録と資料については、開催後ホームページで公開します。

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

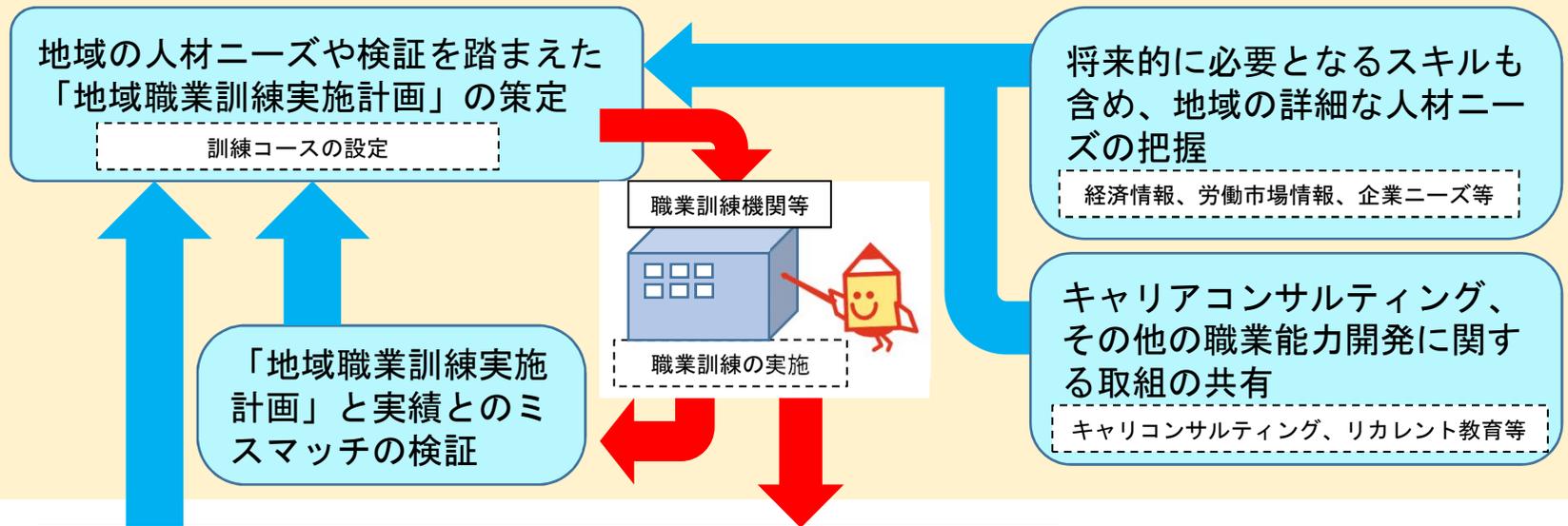
- ①都道府県労働局    ②都道府県    ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体    ⑥事業主団体    ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

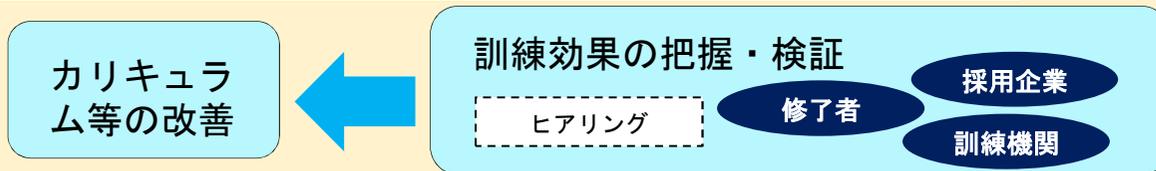
①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施



②訓練効果の把握・検証（協議会の下でのワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進



## 参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
  - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
  - 三 労働者団体
  - 四 事業主団体
  - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
  - 六 学識経験者
  - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。